

【返金規定について】

※内定承諾者が入社を辞退した場合、及び内定承諾者の責めに帰すべき事由により、甲が当該内定承諾者の内定を取り消した場合、辞退又は内定を取り消した月の翌月末までに、紹介手数料の 100 パーセントに相当する額を返還します。内定承諾者が入社日に出勤しなかった場合も同様とします。

株式会社 MoreVision